

# マイナンバー 2015.10～

## 「通知カード」が届きます

マイナンバーを、きちんと受け取って活用するために。

マイナンバーは10月以降に届きます。次の3つのポイントを確認して大切に保管し、有効に活用しましょう。

### ポイント1 住所を確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。住民票の住所と異なるところにお住まいの人は、通知カードを受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない人は、居所情報登録の申請が必要です。

### ポイント2 簡易書留を確認

マイナンバーの通知は簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- ① マイナンバーの「通知カード」
- ② 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ③ マイナンバーについての説明書類

### ポイント3 個人番号カードの申請

ポイント2の簡易書留に入っている申請書により、郵送で申請すれば個人番号カードを受け取ることができます。



10月以降に簡易書留で届く「通知カード」の見本カードと一緒に「個人番号カード」の申請書が届きます